

令和8年度(2026年度) 市民税・府民税 森林環境税 の納税通知書について

令和8年度 市民税・府民税（森林環境税を含む。）納税通知書をお送りします。本書には制度や計算方法などを記載していますので、併せてご確認ください。

令和8年2月より決定通知書の様式を変更していません。通知書見本、過年度のしおりについては、池田市ホームページをご確認ください。
池田市ホームページはこちら
(ページID: 20259)



今年度の主な変更点

- 給与所得控除の見直し
 - ・給与所得者に適用される給与所得控除について、最低保証控除額が10万円引き上げられ、給与収入190万円以下の場合には控除額が一律65万円になります。（190万円超は変更なし。）
- 各種所得控除に係る所得要件の見直し
 - ・各種控除などを受ける場合の所得要件が、扶養親族、同一生計配偶者、ひとり親の生計を一とする子は58万円以下、勤労学生は85万円以下に引き上げられます。
- 特定親族特別控除の創設
 - ・納税義務者が生計を一とする19歳以上23歳未満の親族について、新たに特定親族特別控除が創設されます。これにより合計所得金額が58万円を超える親族についても、123万円以下までであれば控除を受けることができます。
- 住宅ローン控除拡充の延長
 - ・令和7年中入居の子育て世帯や若者夫婦世帯における借入限度額について、令和6年中入居の場合と同様に限度額が上乗せされます。
 - ・合計所得金額が1,000万円以下の人の床面積要件の緩和措置（40㎡以下）が1年延長されます。

◎公的年金からの特別徴収（引き落とし）制度について

対象となる人

地方税法第321条の7の2の規定により、(1)～(3)の条件全てに該当する人は公的年金からの特別徴収が義務付けられています。

- 令和8年4月1日現在65歳以上で、老齢基礎年金を受給している人
- 老齢基礎年金等が年間18万円以上で、所得税・介護保険料・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料を差し引いた額が、市・府民税の額より大きい人
- 介護保険料の特別徴収対象である人（なお、本市で介護保険料が賦課されている人に限る）

上記の理由から、年金から特別徴収するかどうかをご自身で選択することはできません。納税の利便向上と市町村の事務効率化を目的とした制度ですので、ご理解をお願いします。

対象となる税額

公的年金等の所得に対する市・府民税のみが特別徴収の対象です。介護保険料が特別徴収されている公的年金等から特別徴収されます。

公的年金以外の所得がある人は、年金からの特別徴収以外にも普通徴収（納付書や口座振替で納付）や給与からの特別徴収がある（徴収方法が分かれる）場合があります。所得の種類によって分けられるものであり、二重課税ではありません。

特別徴収の方法

○今年度から特別徴収が開始される人（前年度特別徴収が停止になった人を含む）

第1期（6月）と第2期（8月）は、納付書等で納めていただきます。

【例】公的年金等に係る年税額が60,000円の場合

徴収方法	普通徴収（納付書等で納付）			特別徴収（公的年金から引き落とし）		
	6月	8月		10月	12月	2月
納付時期						
	15,000円	15,000円		10,000円	10,000円	10,000円
税額	年税額の半分30,000円を2回に分けて納付書等で納付			年税額の半分30,000円を3回に分けて年金から引き落とし		

○前年度から特別徴収が継続される人

【例】前年度の年税額（年金所得分）が60,000円であったが、今年度90,000円になった場合

徴収方法	仮徴収（公的年金から引き落とし）			本徴収（公的年金から引き落とし）		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
納付時期						
	10,000円	10,000円	10,000円	20,000円	20,000円	20,000円
税額	前年度の年税額の2分の1に相当する30,000円を3回に分けて引き落とし			年税額から仮徴収額30,000円を差し引いた60,000円を3回に分けて引き落とし		

◎税額の計算

$$\text{年税額} = \left(\begin{array}{l} \text{均等割額} \\ 4,300円 \end{array} + \begin{array}{l} \text{森林環境税} \\ 1,000円 \end{array} \right) + \left(\text{所得割額}^{*1} - \left(\text{所得金額} - \text{所得控除額} \right)^{*2} \times \text{税率} - \text{調整控除額} - \text{税額控除額}^{*3} \right)$$

※1 100円未満切捨 ※2 千円未満切捨

※3 税額控除には、配当控除、住宅ローン控除、寄附金税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除などがあります。

◎市・府民税が課税される人

- ・令和8年1月1日現在、池田市内に住所がある人
- ・令和8年1月1日現在、池田市内に事務所・事業所・家屋敷がある人（均等割のみ課税）

※令和8年1月2日以降に池田市内に転出された場合、令和8年度の市・府民税は池田市に納付していただきます。転出先の市区町村では、令和8年度の市・府民税は課税されません。

※令和8年1月1日時点でご存命の人には、令和8年度の市・府民税が課税されます。1月2日以降にお亡くなりになった場合、相続人が納税義務を承継するため、相続人に納付していただくことになります。なお、相続放棄された場合は課税課までお問い合わせください。

◎市・府民税が課税されない人

○所得割も均等割・森林環境税も課税されない人

- 令和8年1月1日時点で、生活保護法による生活扶助を受けている人
- 障害者・未成年者・寡婦・ひとり親に該当する人で、前年の合計所得金額が135万円以下の人
- 前年の合計所得金額が以下の計算で求めた額以下の人
35万円×(本人+扶養人数)+10万円+21万円 ※ただし、扶養がない場合は21万円を加算しない

○所得割が課税されない人

- 前年の総所得金額等が以下の計算で求めた額以下の人
35万円×(本人+扶養人数)+10万円+32万円 ※ただし、扶養がない場合は32万円を加算しない

◎所得の種類

総合課税	①給与所得	会社員等の給与など	⑤不動産所得	地代・家賃・権利金など
	②営業等所得	営業等・農業をしている場合に	⑥利子所得	預貯金や公社債などの利子
	③農業所得	生じる所得	⑦配当所得	株式の配当など
分離課税	④雑所得	公的年金等 業務 その他	公的年金など 原簿料・講演料など 生命保険の年金など	⑧総合譲渡所得 土地・家屋・株式以外の資産を 売った場合に生じる所得
	⑩分離短期・長期譲渡所得	土地・家屋などの資産を売った場合に生じる所得	⑨一時所得	生命保険の満期返戻金など
分離開課税	⑪株式等の譲渡所得	株式等を売った場合に生じる所得	⑫上場株式等の配当所得等	上場株式等の配当など
			⑬先物取引所得	商品先物・有価証券先物取引など
			⑭山林所得	山林の伐採・譲渡による所得

給与所得計算表

給与収入	給与所得
65万円以下	0円
65万円超 190万円以下	給与収入 - 650,000円
190万円超 360万円以下	給与収入 ÷ 4 × 2.8 - 80,000円
360万円超 660万円以下	(千円未満切捨) × 3.2 - 440,000円
660万円超 850万円以下	給与収入 × 90% - 1,100,000円
850万円超	給与収入 - 1,950,000円

公的年金所得計算表

受給者の生年月日	公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得金額(A)
65歳未満 S36.1.2 以降生まれ	130万円未満	年金収入 - 600,000円
	130万円以上 410万円未満	年金収入 × 75% - 275,000円
	410万円以上 770万円未満	年金収入 × 85% - 685,000円
	770万円以上 1,000万円未満	年金収入 × 75% - 1,455,000円
65歳以上 S36.1.1 以前生まれ	1,000万円以上	年金収入 - 1,955,000円
	330万円未満	年金収入 - 1,100,000円
	330万円以上 410万円未満	年金収入 × 75% - 275,000円
	410万円以上 770万円未満	年金収入 × 85% - 685,000円
	770万円以上 1,000万円未満	年金収入 × 95% - 1,455,000円
	1,000万円以上	年金収入 - 1,955,000円

※公的年金等以外の合計所得金額が1,000万円超の場合は(A)+10万円、2,000万円超の場合は(A)+20万円を公的年金に係る雑所得金額とする。

◎所得金額調整控除

(1) 給与等の収入が850万円を超え、以下ア～ウのいずれかに該当する場合、以下の額を給与所得から控除します（最大控除額15万円）。

ア. 特別障害者 イ. 23歳未満の扶養親族を有する ウ. 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する
所得金額調整控除額 = {給与等の収入額（1,000万円超の場合は1,000万円） - 850万円} × 10%

(2) 給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額があり、その合計額が10万円超の場合、以下の額を給与所得から控除します（最大控除額10万円）。 ※(1)の適用がある場合、適用後の給与所得の金額から控除
所得金額調整控除額 = {給与所得控除後の給与等の金額（10万円超の場合は10万円） + 公的年金等に係る雑所得の金額（10万円超の場合は10万円）} - 10万円

◎所得控除額

社会保険料		支払保険料の全額		地震保険料	支払金額		控除額			
小規模企業共済等掛金		支払掛金の全額			(A) 地震保険料	50,000円以下		支払金額×1/2		
平成23年12月31日以前の契約	旧契約	一般・個人年金それぞれで計算		地震保険料	50,000円超		25,000円			
		年間の支払保険料等	控除額		5,000円以下		支払額の全額			
	15,000円以下	支払額の全額	5,000円超 15,000円以下		支払金額×1/2+2,500円					
	15,000円超 40,000円以下	支払金額×1/2+7,500円	15,000円超		10,000円					
	40,000円超 70,000円以下	支払金額×1/4+17,500円	※(A)(B)の両方がある場合、合計した上限額は25,000円 ※同一契約に(A)(B)の両方がある場合、いずれかのみ該当するものとして計算							
	70,000円超	35,000円								
	平成24年1月1日以後の契約	新契約	一般・個人年金・介護医療それぞれで計算		寡婦	260,000円				
			年間の支払保険料等		控除額	ひとり親	300,000円			
		12,000円以下	支払額の全額		勤労学生	260,000円				
		12,000円超 32,000円以下	支払金額×1/2+6,000円		障害者	260,000円	特別障害者	300,000円		
32,000円超 56,000円以下		支払金額×1/4+14,000円	同居特別障害者		530,000円					
56,000円超		28,000円								
◎ 一般生命保険料、個人年金保険料及び介護医療保険料について、それぞれ上記により計算した控除額の合計額（上限額7,000円）		◎ 一般生命保険料又は個人年金保険料について、新契約と旧契約の両方において控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上記により計算した控除額の合計額（上限額28,000円）		医療費		差引負担額 - 以下の(A)と(B)のいずれか小さい額（上限200万円）				
				医療費		(A) 総所得金額等の合計額×5% (B) 10万円				
				セルフメディケーション税制による医療費控除		特定一般用医薬品等購入費 - 12,000円（上限88,000円）				
合計所得金額		控除額		以下の(A)と(B)のいずれか大きい額						
2,400万円以下		430,000円		(A) 差引損失額 - (総所得金額等の合計額×10%)						
2,400万円超 2,450万円以下		290,000円		(B) 差引損失額のうち災害関連支出金額 - 50,000円						
2,450万円超 2,500万円以下		150,000円								

配偶者控除・配偶者特別控除		本人の合計所得金額				特定扶養控除		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超	45万円		
配偶者控除	一般配偶者	33万円	22万円	11万円	適用不可※	58万円超 95万円以下		45万円
	老人配偶者	38万円	26万円	13万円		95万円超 100万円以下		41万円
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額	58万円超 100万円以下	33万円	22万円	適用不可	100万円超 105万円以下		31万円
		100万円超 105万円以下	31万円	21万円		105万円超 110万円以下		9万円
		105万円超 110万円以下	26万円	18万円		110万円超 115万円以下		7万円
		110万円超 115万円以下	21万円	14万円		115万円超 120万円以下		6万円
		115万円超 120万円以下	16万円	11万円		120万円超 125万円以下		4万円
		120万円超 125万円以下	11万円	8万円		125万円超 130万円以下		2万円
		125万円超 130万円以下	6万円	4万円		130万円超 133万円以下		1万円
		130万円超 133万円以下	3万円	2万円		133万円超		適用不可
		133万円超	適用不可					

※ 配偶者控除は適用されないが「同一生計配偶者」として扶養の人数に含む

◎調整控除額

所得税と市・府民税の人的控除額の差による負担増を調整するため、市・府民税所得割額から以下の額を控除します。

- (1) 課税される所得金額が 200万円以下の場合 → 人的控除差の合計額 - 課税所得金額 } いずれか小さい金額×5% (市3%・府2%)
- (2) 課税される所得金額が 200万円超の場合 → { 人的控除差の合計額 - (課税所得金額-200万円) } ×5% (市3%・府2%)
ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円とします

※合計所得金額が2,500万円超の場合は調整控除の適用はありません。
※分離課税の所得割額には調整控除の適用はありません。

<人的控除差の一覧>

種類	差	種類	差	
障害者控除	その他	1万円	勤労学生控除	1万円
	特別	10万円	一般	5万円
	同居特別	22万円	特定	18万円
寡婦控除	1万円	扶養控除	老人	10万円
ひとり親控除	父	1万円	同居老親等	13万円
	母	5万円	基礎控除	5万円

種類	差	本人の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	一般	5万円	4万円	2万円
	老人	10万円	6万円	3万円

◎所得割税率

区分		市民税	府民税	区分		市民税	府民税
総所得（総合課税分）・山林所得		6.0%	4.0%	一般分（一般の譲渡）		3.0%	2.0%
課税短期譲渡所得	一般分（一般の譲渡）	5.4%	3.6%	課税長期譲渡所得	特定分（優良住宅地の譲渡）	2.4%	1.6%
	軽減分（国等に対する譲渡）	3.0%	2.0%		2,000万円を超える部分	3.0%	2.0%
株式等の譲渡所得	一般分	3.0%	2.0%	軽課分（居住用財産の譲渡）	6,000万円以下	2.4%	1.6%
	上場分	3.0%	2.0%		6,000万円を超える部分	3.0%	2.0%
上場株式等の配当所得等				3.0%	2.0%	先物取引所得	
				3.0%	2.0%		

◎配当控除額

各種配当所得から一定の割合を乗じた金額を所得割から控除します。ただし、上場株式等の配当所得等で申告分離課税又は申告不要制度を選択した場合は配当控除の適用はありません。

課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	府民税	市民税	府民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

◎住宅借入金等特別税額控除額（住宅ローン控除額）

前年分の所得税において平成21年から令和7年12月31日までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、以下の①と②のいずれか小さい額を所得割額から控除します。

- ①所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額
- ②所得税の課税総所得金額等の5%（上限額97,500円）
※居住開始年月日が平成26年4月～令和4年12月で消費税率8%又は10%で住宅を購入した場合（★）、所得税の課税総所得金額等の7%（上限額136,500円）
- ★居住開始年月日が令和4年中の場合は、一定の期間（注文住宅は令和2年12月～令和3年11月）に契約している場合に限りま

◎寄附金税額控除額

前年中に以下①～③の寄附金を支出し、合計額（寄附金合計額が総所得金額等の合計額の30%超の場合は当該30%に相当する額）が2,000円超の場合には、その超える額を一定上限額まで所得割額から控除します。

- ①都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（ふるさと納税）
- ②住所地の都道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
- ③所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として大阪府又は本市の条例で定めるもの

(a) 基本控除	(寄附金合計額-2,000円) × 10% (市6%・府4%) ※総所得金額等の30%が上限
(b) 特例控除	(寄附金-2,000円) × (90%-右欄の割合) × 1.021) ※市・府民税所得割の20%が上限

※上記の(a)が税額控除額となります。ただし、①のうち総務大臣が指定する自治体への寄附分は、(a)と(b)の合計額が税額控除額となります。

◎配当割額・株式等譲渡所得割額控除額

配当割額、株式等譲渡所得割額を源泉徴収されている旨の申告がある場合は、その配当割額等を税額控除後の市・府民税から控除します。ただし、上場株式等の配当及び上場株式等譲渡所得を申告した場合は、扶養控除等を判定する所得に含まれることになります。

お問い合わせ先

総務部課税課 市民税担当
072-752-1111 (代表)
内線：274・275・276

◎eL-QRの印字された納付書は、クレジットカードやスマホ決済アプリでの納付が便利です

地方税お支払サイト

地方税のお支払が便利・簡単に!!



スマホやパソコンでお支払が可能です



地方税お支払サイト

本市の納付書には^{エレクトロ}eL-QR（地方税統一QRコード）が印字されています。

地方税お支払サイトから納付書のeL-QRを読み取るか、^エeL番号を入力することで、クレジットカードやインターネットバンキングなどによる納付が可能です。スマホ決済アプリ納付は対応のスマホ決済アプリからeL-QRを読み取ってください。操作方法などの詳細は地方税お支払サイトでご確認ください。

- ※クレジットカード納付には所定のシステム利用料が加算されます。
- ※これまで通り、金融機関窓口、コンビニ、口座振替での納付も可能です。
- ※「地方税お支払サイト」は令和8年9月に「eLお支払サイト」に名称変更予定です。
- ※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

納税に関するお問い合わせ先

収納債権管理課
072-754-6225 (直通)